

特別区

一般廃棄物管理票 (A票)

(排出事業者用)

排出事業者用

伝票作成 令和 7年 5月 13日 時

発行番号 (6)

排出事業者				事業系一般廃棄物種類・量 (kg)									
〒 640-8392 和歌山県和歌山市中之島255番地8 住所				全 体 量								kg	
事業者名 丸三角 環境開発 株式会社 (業種) 製造業 ☎ 073-488-3400				内 訳	01 厨 芥							kg	
					02 紙 く ず							kg	
排出場所番号					03 木 く ず							kg	
					04 織 維 く ず							kg	
排出場所住所 和歌山県和歌山市久保町4500番地					05 償 却 残 灰							kg	
排出場所名称 加太海岸線 きれいなビーチ					06 道路公園ごみ							kg	
伝 票 作成者	所属 テスト部署		検 印		07 し さ 、 ふ さ								kg
	氏名 現場担当者 印		月 日		08 (廃棄物A)								kg
	☎ 073-488-3400				09 (廃棄物B)								kg
					10 (廃棄物C)							kg	
収 集 ・ 運 搬 業 者				業 者 番 号		4	5	6	7	受 領 印			
〒 640-8392 和歌山県和歌山市中之島255番地8											月 日		
業者名 株式会社 エスエムエス													
運転者名 山田二郎 ☎ 073-488-3400													
車両番号 大阪 550 わ 2309													

一般廃棄物管理票（A票）

（マニフェスト伝票）

（排出事業者用）

和歌山市専用

伝票作成日 令和 7 年 5 月 14 日

排 出 事 業 者			事業系一般廃棄物の種類及び量(kg)		
排出場所住所 〒 640-8392 和歌山県和歌山市中之島255番地8			全 体 量 kg		
排出事業者名 加太海岸線 きれいなビーチ			内 容 事業系一般ごみ ☒ 生ごみ ☐ その他 () 事業系粗大ごみ ☐ 事業系粗大ごみ ☐ 臨時粗大ごみ(家庭系) ☐ 引越ごみ(家庭系) ☐ その他 ()		
TEL 073-488-3400					
伝票作成者					
所 属	テスト部署	検 印			
氏 名	産廃 一郎	月 日			
TEL	073-488-3400				
収 集 運 搬 業 者			許 可 番 号		受領印(サイン)
住 所	640-8222 和歌山県和歌山市湊本町3-12		30 - 123		月 日
事 業 名	株式会社 エスエムエス運送		運転者名 産廃 四郎		
TEL	073-488-3400		車 種 パッカー車・平ボディタイプ		

一般廃棄物の収集・運搬等に関する契約書

丸三角 環境開発 株式会社

(以下甲という)と

東村山工業株式会社

(以下乙という)は、

一般廃棄物の処理業務に関し次の通り契約を締結する。

《作業場所》

所 在 地	和歌山県和歌山市久保丁4500番地
名 称	加太海岸線 きれいなビーチ
運 搬 先	運搬先の情報
排出場所コード	123456
推定月間排出量	10t

記

第 1 条 (業務内容)

- 甲及び乙は、作業場所において次の仕様による業務を行う。
- 1 甲は、建物内の有価物回収及び廃棄物の収集作業を行う。
 - 2 甲は、廃棄物を一般廃棄物、産業廃棄物、有価物、危険物等に分別するとともに適正に保管・管理する。
 - 3 乙は、甲の廃棄物保管場所の清掃を行う。
 - 4 甲は、有価物の積極的な選別・回収に努め、廃棄物の減量に努める。
 - 5 甲は、一般廃棄物、有価物等の種別計量を行い排出量を記録する。
 - 6 甲は、その他、建物内の廃棄物の減量、リサイクル等に努める。
 - 7 甲は、1日平均100kg(月量3トン)以上の事業系一般廃棄物を乙に委託して区長の指定する処理施設に運搬する場合、建物毎に運搬の都度、甲は、マニフェスト伝票に必要事項を記入して乙に交付する。乙はマニフェスト制度の手続きに基づき措置する。
 - 8 乙は、特別区の区長より承認された事業系一般廃棄物〔厨芥・木くず・紙くず・繊維くず〕を当該建物の廃棄物保管場所から収集し、特別区の区長が許可した運搬車両で区長の指定する処理施設に運搬する。乙は、一般廃棄物を収集するにあたっては、一般廃棄物処理基準を遵守する。
 - 9 乙は、甲が第7号に該当しない場合、甲の一般廃棄物を収集運搬する都度、処理伝票を発行し、甲に収集量・運搬先などを報告する。

第 2 条 (業務遂行)

乙は、従業員の身元並びに風紀、衛生及び作業規律の維持に関し、責任を持つとともに、甲の設備、器物、財産等の破損及び危険防止に留意する。

第 3 条 (清潔保持)

甲及び乙は、それぞれ協力して廃棄物保管場所等の清潔保持に努めるとともに、火災等の災害予防に留意する。

第 4 条 (法の遵守)

甲及び乙は、一般廃棄物の処理にあたり、関係する監督官庁が定める諸法令を遵守する義務を負う。

第 5 条 (収集・運搬等の料金)

- 第1条第3号により甲が乙に支払うべき、廃棄物の保管場所の清掃料金等は、月当たり 1,500 円(消費税込)とする。
- 2 第1条第8号により甲が乙に支払うべき、収集・運搬料金は、1kgにつき 1,000 円(消費税込)とする。

第 6 条 (契約料金の変更)

前条によるもののほか、経済事情に著しい変動があったとき、又は特別区の廃棄物処理手数料が改定された場合等正当な事由があったときは、甲乙間で協議するものとする。

第 7 条 (損害賠償)

業務の遂行にあたり乙は、乙又は乙の従業員の不注意若しくは過失により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責任を負う。ただし、甲又は第三者が不注意、若しくは故意により、物品器材等を廃棄物保管場所に置き、乙が廃棄物として処理し損害が発生しても、乙に責任がないものとする。

第 8 条 (契約期間)

本契約の期間は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。
また、期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙いずれも異議がない場合には、更に 1 年間更新するものとし、その後の期間満了においても同様とする。

ただし、乙が特別区の一般廃棄物収集運搬業の許可を喪失した場合、本契約は、自動的に解除するものとする。

- 2 乙が、法律等の違反行為を行い監督官庁から営業停止を受けた場合も前項と同様とする。これによって甲が受けた損害は、甲乙間で協議のうえ処理するものとする。

第 9 条 (契約の解除)

前条によるもののほか、甲乙いずれかの都合により、本契約の解除を必要とするときは 2 ヶ月以前に文書をもって通知する。

- 2 甲又は乙が、第 1 条第 7 号に違反した場合、それぞれ本契約を解除できるものとする。

第 10 条 (反社会的勢力の排除)

甲又は乙は、相手方につき次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他手続きを要しないで、甲乙間で締結する本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲又は乙（甲又は乙の役員、株主あるいは実質的に経営権を有する者等を含む。以下、本条において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」というである場合、又は反社会的勢力であった場合。
 - (2) 甲又は乙が、反社会的勢力と人的、資本的または経済的（不当な利益供与を行う経済取引を含む）に関係があると認められた場合。
 - (3) 自ら反社会的勢力であることを標榜し、又は自らの関係者が反社会的勢力であると標榜する場合。
 - (4) 甲又は乙が自らあるいは第三者を利用して、相手側に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた場合。
 - (5) 甲又は乙が自らあるいは第三者を利用して、相手側の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (6) 甲又は乙が自らあるいは第三者を利用して、相手側の業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある場合。
 - (7) 甲又は乙が自らあるいは第三者を利用して、違法行為または法的責任を超えた不当要求行為をした場合。
 - (8) 甲又は乙が継続して、あるいは反復して法令に違反し、又は公序良俗に反する行為や事業を行っている場合。
- 2 甲又は乙は、本条の規定により、この本契約又は個別契約の全部又は一部を解除した場合、解除した当事者である甲又は乙の被った損害について、被解除当事者となる相手方に損害請求することができる。
- 3 甲又は乙は、本条の規定により本契約又は個別契約の全部又は一部を解除した場合、被解除当事者となる相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。

第 11 条 (反社会的勢力でないことの表明)

甲、乙は、前条第 1 項(1)、(2)および(8)に規定するものでないことを表明し、保証する。

第 12 条 (契約外の事項)

本契約以外に取り決めた事項は別紙特記事項にて記載する。
その他定めのない事項又は、各条項の解釈につき疑義を生じたときは、
甲乙各々誠意を持って協議し解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各々記名押印の上、各1通保有する。

令和 7 年 5 月 12 日

甲： 和歌山県和歌山市中之島255-8
丸三角 環境開発 株式会社
代表取締役 山田太郎

乙： 和歌山県和歌山市小雑賀38900番地
東村山工業株式会社
代表取締役 東村次郎